

(公表用様式)

業務再点検結果報告

組織名	動物医薬品検査所	連絡先	042-321-1841
所管する業務の概要	薬事法に基づく動物用の医薬品、医薬部外品及び医療機器の安全性、品質及び有効性の確保による動物の生命の安全とそれにつながる人と畜水産食品の安全確保のために、動物用医薬品等の検査に関する各種企画立案・調整及び検査業務（技術的承認審査及びその関連業務、品質検査、検査用標準品の確保及び配布、検査に関する調査研究、技術的指導等）を行っている。		

1. 基本的な心構え・行動	
・現在行っている取組や工夫	・点検によって得られた課題とその改善策
<p>【業務における心構え】</p> <ul style="list-style-type: none">・当所職員の接遇対象は、製薬業界関係者、都道府県職員、物品調達関係業者等であり、適正な接遇や対応方法の会得には「接遇マニュアル」等に基づく所内研修を受講し、所内全体としてそれらの内容を確実に活用している。また、ビジョンステートメントの職員への周知徹底を図るとともに、当所業務遂行の中で得られた動物用医薬品の品質確保に関する有用情報等については、国内外の学術専門誌、普及誌、学術集会、動薬検ニュース等へ公表することによって業務成果の積極的な提供に努めている。・当所の果たすべき役割等について定期的に管理職による訓辞を行っている・事務室の大部屋化、管理職個室の廃止等により、情報を迅速かつ的確に共有化できる体制を整備するとともに、管理・指導能力の強化に努めている。・当所の業務が国民の税金によって運営され、会計関連法規に基づき適切に執行されなければならないとの基本認識を担当者が共有している。	<ul style="list-style-type: none">・毎週開催される各検査室単位又は全員参加のミーティング及び室長会議の中で、検査業務改善の取組等の進捗状況について検証を行ってきているが、課題解決のためには不十分である事象も散見されることから、今後は各室職員と検査部長との個別ミーティング等の場を適宜設定して、コミュニケーションの充実を図り、迅速かつ的確な問題解決を推進する。・独立した専門技術的業務を実施する部署であり、かつ農水省としての政策を俯瞰して把握する立場にないことが、意識の上でも、機構組織の上でも問題と思われる。また、消費者（団体）利益（懸念）を優先して業務を執行する考え方が定着しており、産業の振興を全く考慮しない事態も生じ、畜水産業の振興を推進する上級官署より業務思想の改善を求められることも多い。そのため、幅広い視野を持つような人材育成を図る。・失敗を隠蔽、秘匿することが最も悪いことで、公開した上で適切に対応することが最善策であるという認識が醸成されつつあるが、それらの情報を共有し、管理指導を強化

	<p>するための大部屋化等の庁舎のインフラ整備が不十分であることから、今後の整備について考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常に意識して接遇を心がけ、誰ひとり漏れのないよう意識を忘れず、また各個人が苦手な部分を意識して積極的に改善に取り組むことが必要である。今後、機会がある毎に注意喚起し、全職員が農林水産省の一員として一定レベルに達するよう接遇の推進を図る。 ・業務を効率的に処理するために関係する各担当者間の進捗状況を把握し、問題点の発生及び緊急時等のバックアップが迅速に取れる様、必要な基本知識の更なる習得に努める。
<p>【農林水産業の振興と消費者利益の関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物用医薬品等の承認審査業務において、チェックリスト等を有効活用した審査等の実施に努めており、使用者や消費者へのリスク軽減化も念頭に入れて対応している。また、動物用医薬品の承認、副作用情報等をホームページや動薬検ニュースにおいて提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物用医薬品については、そもそもリスク・ベネフィットがあり、業者と消費者の利益が一致しないことを前提に検討がなされる。動物用医薬品の技術的審査において、リスク・ベネフィットの観点をどこまで取り込むべきか、また、使用者や消費者からの有用情報をどのように収集・活用していくべきか等、課題が多くあることから、関係者との意見交換の機会を更に積極的に作っていく。
<p>【国民の意見、要請、苦情に対する姿勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民からの意見等については、現行の動物用医薬品の安全性確保制度及び本省の双方向情報交流システムに組み込まれており、日常的に本システムの維持・向上を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見や情報提供者へのフィードバックは、必ずしも十分であるとは言えず、ホームページ等の更なる充実化と有効活用を努める。
<p>【国民への情報提供姿勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民への情報提供に関しては、情報開示請求、承認相談制度等によって確実に制度化されており、今後とも維持していきたい。動物用医薬品の副作用情報等の提供については、ホームページ等を引き続き活用したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供に対する国民の満足度に関しては、評価されていないので、当所からの情報の主な受け手である製薬業界関係者や都道府県関係者に対して、今後意見聴取を行っていく。

2. 政策・事業等の企画立案・推進

・現在行っている取組や工夫	・点検によって得られた課題とその改善策
<p>【政策のニーズ等の把握に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床獣医師、医師及び大学教諭等による審議会等においては、動物用医薬品の有用性や開発意義に係わる立場から、施策ニーズ等を含めた多様な意見や助言を提示して貰っており、これらを勘案して的確な対応措置を講じることに努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接的に国民がどのようなニーズを有しているのかに関しては、把握する方法が整備されていないため、ホームページ等の更なる有効活用を検討していく。
<p>【関係部署との連携強化のための取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務・事業推進のため、定期的な本省担当部署との協議や担当者会議、情報交換のための定例会議を毎月、開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・単なる会議の開催では、立場の異なる者相互の認識の差を埋めるにはあまり効果がないと思われる。頻繁かつ大胆、広範な人事異動による個々人の見識の拡大を図る。
<p>【国民への政策等の説明方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、動薬検ニュース、動薬検年報等によって当所の業務内容の現況を紹介・説明している。 ・業界に対しては定期的な情報交換会議を開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当所の情報提供に対する国民の理解度等に関しては、評価されていない。改善策の一つとして、ホームページ等の更なる有効活用を検討していく。 ・業界との情報交換会議は、業界の一方的な意見・要望の場となることが多いことから、問題点を共有化し議論できる会議となるように企画調整する。
<p>【業務の点検、分析、検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省の機関として、また職員として恥じることがない職場環境の維持・改善を目指し、職員一人ひとりがよりよい環境となるよう心がけ、意見を出し合っている。 ・業務に関する情報公開、上部部署への業務報告書の提出等、国民及び部外者の視点に立った説明・証明責任を果たしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話対応及び来客対応等に失礼がないように丁寧な対応を心がけ、また、より迅速な対応を行うために所内の業務内容及び担当者をしっかり把握する。
<p>【ニーズの把握等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月より外来者の受付業務を無人化したことにより不都合な事例や来客者に対して失礼な事例等の有無を確認する場を設け、またアンケートを実施して情報の収集を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事例の確認は4月以降1度しか実施しておらず、またアンケートについて記入して頂いた実績がほとんどないことから、定期的な事例の確認や期間を決めて来客者へアンケートを依頼する等の対策を講じる。

<p>【関係部署との情報交換】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週所議を開き情報の伝達、確認、協議等を行っており、全職員へ伝えるべきものはインターネット掲示板などを利用して行っている。 ・職員健康管理業務の実施に関しては、所内委員会及び関係部署と連携して遂行していくこととしており、施設整備を含めた職場環境整備等の予算実行についても、緊急性・重要性の高いものを考慮し、所議において必要な判断を仰ぎ、適切に対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も重要な情報に関しては、所議を通じて周知し確実に伝え、共有化を図る。また、内部でも意見交換ができる機会を積極的に設け、情報交換の場を広げる。
<p>【職員や業者への説明方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常は、インターネット掲示板を利用し、重要なものは所議を通じて漏れのないよう伝達する。 ・物品購入・工事等の入札契約事務について、入札参加希望者に対しては、仕様書の内容について不明な箇所等が生じない様に、現場説明等も積極的に実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な案件に関しては、ペーパーで配布することで、伝達漏れがないよう配慮する。

<h3>3. リスク管理</h3>	
<p>・現在行っている取組や工夫</p>	<p>・点検によって得られた課題とその改善策</p>
<p>【リスク管理の手順・ルール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務自体がリスク管理であり、動物用医薬品の安全性確保は、既に制度化されている。 ・数値等が間違ってはならない事務は、担当者以外の職員による二重チェックを行っている。また、定期的な確認が必要な業務については、漏れがないようにチェックし、実施している。 ・外部監査により、指導を受けた事項については、速やかに改善措置をとることとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなリスク管理手法等については、現行システムの中において検討し、実施していく。 ・潜在的なリスクの発見については、外部情報への依存率が高いので、関係機関等との連携強化がその改善策に繋がることから、今後もさらに連携を深める。 ・日常実施すべき積算業務は、まとめて実施すると誤算の危険性が高くなるため、職員による二重チェックに加え、毎月確実に照合を行うことで誤りを回避する。また、本人の申告内容の確認業務は、その現状確認作業を定期的に確実に遅滞なく実施する。

<p>【過去の失敗や教訓の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリ・ハット事例については、各室でのミーティング、室長会議等の機会を活用して、講習・検証を行っている。 ・定期的に管理職による訓辞を行い、注意を喚起している。 ・異なる担当の問題においても、問題点を共有化している。 ・業務引継に際し、必要な書類が散逸し、後任者への引継が行われていない事例が確認され、業務の修復に手間取った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集をしても具体的な情報が寄せられず抽象論で終わってしまう事例が多く見られることから、問題点をはっきりと割り出す。 ・リスク管理の一方向的な強化のみに業務の主眼が向くようになり、真の意味でのリスク管理機関として機能するバランスを欠くことが危惧されるため、バランス感覚の醸成を図る。 ・個人の思いこみで誤った処理をする危険性もあることから、不確実な事案がある場合には、他の者を交えて検討することを周知徹底する。 ・今後は、書面により引継ぐ必要があるものは、その書面を部署内で一括して管理し、引継ぐこととする。
---	---

<p>4. 食の安全に関する取組</p>	
<p>・現在行っている取組や工夫</p> <p>【農林水産省職員としての食の安全への意識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本省にて定例開催される「食品安全に係る科学セミナー」へは職員を出席させ、関連する部署に確実に伝達を行い安全への意識向上に努めている。 	<p>・点検によって得られた課題とその改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当職員はもちろん、直接業務に携わらない職員においても食の安全への意識向上を促すため、これまで問題となった事案等について定期的に供覧し、再確認する機会を増やす。
<p>【食の安全に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食の安全に繋がる動物用医薬品の安全性確保は制度化されており、食の安全が業務目的の一つとして当所の要覧等でも大きく標榜しているので、それを今後も維持していく。 ・食品安全委員会等へのリスク関連情報の提供を行っている。 ・定期的に管理職による訓辞を行い、食の安全に寄与する当所の役割の認識を深めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全と食品の安全の違いが認識されておらず、ハザードの過大評価、リスク過大回避の方向に業務が向いており、食品の安全以外の食の安全（食料の安定供給）についての認識が薄れつつある。そのため、問題点を整理し、経済的な防疫資材の安定供給など、食の安全に対する当所業務の位置づけを明確にする必要がある。 ・食品の安全に関して直接影響する業務であることから、全て厳格な科学的根拠を求める傾向が一層強くなり、少し

でも曖昧なものは全て規制するという硬直的な行政対応の傾向が強まっていくことが危惧される。そのため、時間をかけてでも確実な情報とリスクとベネフィットの均衡の考慮などの広い見識をもって業務を遂行する体制を築く。

5. その他の重要な取組

・現在行っている取組や工夫

- ・毎週開催される各検査室単位あるいは全員参加のミーティング及び室長会議において、自由討議の場が設定されており、円滑な意見交換に努めている。
- ・折に触れて管理職による訓辞を行っており、また、管理職が直接・卒先した業務管理及び必要に応じて部下との直接対話を行っている。
- ・効率的に業務を進めるため、分担できる部分については、その都度業務配分の調整を行っている。
- ・業務の継続性を意識し、業務遂行に必要な知識及び考え方等について、上司から部下に日常的に説明を加え、各自の理解度を深めるよう努めている。
- ・業務の運営に関して、日常的に意見を求め、対処方針を集約の上、チームとして行動できるように努めている。

・点検によって得られた課題とその改善策

- ・行っている業務が社会的に正當に評価されていないと考えている職員が多く存在しており、この問題が解決されない限り真の意味でのモチベーションの向上は困難と考えられることから、ホームページ等を通じて広報活動する。
- ・問題意識についての認識が共有され、深まってはいるが、全省的な環境が、これに伴っていないのではないか。
- ・これらの課題に対して、先ず、当所業務において、それぞれ抱えている問題等を話し合える環境を整えていくと共に、問題となる事項については積極的に話し合いを行い、必要な場合には上部機関を巻き込んで解決策を早期に見つけて実行する。